

主任技術者の専任要件の緩和措置について

平成25年10月10日

水道管理課出納管財係

登米市水道事業所では、東日本大震災からの一日も早い復旧を実現するため、主任技術者の専任要件を緩和する措置を実施しておりますが、災害公営住宅の建設が本格化する等、復興の更なる加速化が必要な状況であることから、専任要件の緩和措置を見直しましたのでお知らせします。

区分	改正	現行
緩和措置の内容	請負代金が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が <u>1.0 km程度</u> の場合は兼務可能とする。	請負代金が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が5 km程度の場合は兼務可能とする。
対象とする工事	同右	国、県、市町村が発注する宮城県内の工事（本運用の適用日より前に契約締結した工事同士の兼務は不可）。
兼務可能数	同右	発注機関相互で2件
点在する複数の施工箇所を合併した工事の取扱い	同右	複数の施工箇所のうち、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができる。
入札参加資格審査時の提出書類	同右	落札候補時又は契約締結時に「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出。
その他	同右	(1)本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとする。 (2)本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については適用しない。 (3)本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のおりとする。

本運用の適用時期

平成25年10月11日以降に公告又は通知する履行期限が平成26年3月31日までの工事